

監査報告書

令和4年5月26日

学校法人 國學院大學
評議員会 御中

学校法人 國學院大學

監事 稲葉 久雄 ㊟

監事 小林 英夫 ㊟

監事 玉井 浩二 ㊟

私たちは、学校法人國學院大學の監事として、私立学校法第37条第3項及び学校法人國學院大學寄附行為第16条の規定に基づき、当学校法人の令和3年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行の状況について監査を行いましたので、その結果につき以下のとおり報告します。

1. 監査の方法

私たちは監査にあたり、理事会、評議員会に出席するほか、理事から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類を閲覧するとともに、会計監査人及び内部監査室と連携し、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書並びに収益事業に係る貸借対照表、損益計算書について確認するなど必要と思われる監査手続きを実施しました。

2. 監査の結果

学校法人國學院大學の業務に関する決定及び執行は適切な手続きを経て行われており、業務若しくは財産又は理事の業務執行に関する不正の行為はなく、かつ、法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。また、財産目録及び計算書類等は、会計帳簿の記載と合致し、本法人の収支及び財産の状況を適正に表示しているものと認めます。

以上